



# 豊前総合法律事務所

# News Letter

2023年  
11-12月  
合併号  
VOL.06

企業法務にお役立ていただける情報がもりだくさん！

法律事務所に少し“堅い”イメージを持っていませんか？弁護士はとても身近で気兼ねなく頼っていただける存在です。本号では、最近の活動や耳寄りな情報もりだくさんでお届けします！

## 目次

- P1 ◆経営理念・ビジョン  
◆プライベートのひとこま
- P2 ◆シャッターペイント, してみました。  
◆法廷映画鑑賞のすすめ ~Winny~
- P3 ◆セミナー報告
- P4 ◆労働時間管理の重要性と長時間労働の危険性  
~セミナーダイジェスト~
- P5 ◆精神障害の労災認定の基準が改正されています！  
◆法改正情報 ~2024年問題~

### 経営理念・ビジョン

弊所は、経営の目的や進むべき道について示す、経営理念やビジョンを大切にしております。

すべてのスタッフが個性を生きしながらも同じ方向を向き、**日本一「この」地域を愛し、「この」地域のためになれる最高峰の地域密着法律事務所**を目指してまいります。

## プライベートのひとこま

めっきり寒くなりましたね。今年は、秋がなくて、突然冬になったような気がしました。ぜひともご自愛ください。

私が所属している**中津商工会議所青年部 (YEG)**では、毎年、冬の風物詩イベント・**ラブファンタジア中津**の一環として、イルミネーション事業をしております。今年も、令和5年12月1日、点灯式が執り行われ、中津駅北口・南口ともに、中津市の玄関口を明るく照らしました。ぜひ、お近くをお通りの際は、見てみてください。ご家族での鑑賞もおすすめです（防寒対策をしっかりとお願いします。）。



先日、**湯布院やわらぎの郷やどや**（大分県由布市湯布院町川上2717-5）に宿泊してきました。部屋がとても広く、バリアフリー対応で、お料理も個室でゆっくり楽しめました。お客様に優しい真心あふれるおもてなしで、大満足。みなさまも、お近くでお仕事の際にでも、ぜひ一度宿泊してみたいかがでしょうか。

ここの旅館、杵築市の酒造「**中野酒造**」から、同市の地酒「**ちえびじん**」を仕入れているんですね。ご紹介いただきましたので、酒蔵も訪問。焼酎、梅酒、大吟醸などなど、さまざまなラインナップ。飲みやすく、さまざまな味が楽しめますので、みなさまもお好みにあわせて1度ご賞味くださいませ。

## シャッターペイント, してみました。



弊所は、損保会社とのお付き合いのなかで、**交通事故事件の対応を中心としながらも、誰の身にも必ず生じる相続に関し、生前対策に注力した「笑顔相続」の実現や、地域を支える中小零細企業の事前対策に注力した「企業顧問」業務への対応を推し進めています。**今回、事務所の進む方向を明確にし、ますます地域の方々が相談しやすいよう、そのシンボルとして、シャッターペイントをしてみました。営業時間外でも、弊所の取り組んでいる業務について、情報発信ができ、実際にこれを見ていただいた方の反応も好評です。ますます精進してまいります！

## 法廷映画鑑賞のすすめ ~Winny~

### 「殺人に使われた包丁をつくった職人は逮捕されるのか。」

この作品は、法曹界において、非常に評価の高い作品です。令和5年3月に映画が公開され、同10月にDVD等でも発売されました。実話に基づく、リアリティあふれる内容になっています。ぜひ多くの方に観ていただきたい作品です。



ファイル共有ソフト「Winny」は、画期的な発明とされながら、これを悪用した者たちが著作権法違反にあたるとして逮捕される事態にまで発展。そして、ついに、開発者までが**著作権法違反幫助**（注：幫助とは、「手助けする」という意味ぐらいに捉えていただければと思います。）の罪で、逮捕・起訴され、注目を集めました。著作権法違反の開発者が幫助として罪に問われるということは、たとえるならば、道具である包丁が殺人罪に使われた際に、その道具をつくった者まで「手助けした者」として罪に問われるということ。これはおかしいとして立ち上がった、壇弁護士。この作品は、開発者の未来と権利を守るために、**権力やメディアと戦った男たちの物語**です。

本作で活躍する壇弁護士は、実際には、「高速道路でみんなが速度違反をしていることを知っていたら、国土交通省の大臣は捕まるのか」というコメントを残してみたいですね。これらのたとえからもわかるとおり、この事件は、**権力者が恣意的に国民を処罰することができるようになる危険性をはらんだ、非常に問題の大きい冤罪事件**だったわけです。

さまざまみどころがありますが、法廷モノですので、もちろん、法廷における法曹三者の激闘も繰り広げられています。

この点、実話でも、この作品中でも、共同弁護人の立場で、刑事弁護で有名な秋田弁護士が登場します。「**伝説の反対尋問**」と言われている、秋田弁護士の尋問の再現も大きな見どころです。本来かなり難しいと言われている、警察官を追い詰める尋問は、手に汗握るもので、法廷ドラマのひとつの面白さを表現するものと言えるでしょう。

最終的に無罪を勝ち取ることになりますが、本作では主に第一審（有罪）判決までの道のりを中心に描いたものになっています。第一審判決が不合理で上訴審にかけるという構造は、痴漢冤罪事件を描いた「それでもボクはやってない」を彷彿とさせるものでした。

**実話として観ていただくのも、日本の刑事司法の問題点を考えるきっかけとして観ていただくのも、法廷ドラマとして観ていただくのも、人によって観方はさまざまと思いますが、自分なりの意図をもって、ぜひ観ていただきたい作品です。一見の価値あり。**

この映画は、同名の原作書籍があります。こちらも読んでみてください。

## セミナー報告

11月は、おかげさまで、多数のセミナー依頼があり、「生涯の学びを支える法教育」を掲げる経営理念に恥じない活動ができたものと自負しております。社内研修、講演依頼などもお請けしておりますので、お気軽にご連絡ください。

**2023年12月1日**

### **こんな代理店は嫌だ！ 本音が紹介を呼ぶ交通事故勉強会**

士業向けの教材を販売するレガシィさんから依頼があり、主に保険代理店・保険会社との関係構築法をお話する教材を発売する運びになりました。弁護士向けではありませんが、これも保険代理店・保険会社とよい関係を築いてくれたからかなと自負しております。



詳細はこちら↓



**2023年11月29日**

### **「あのときこうしていれば・・・」と後悔しないために 労働時間管理の重要性と長時間労働の危険性（労使トラブル事例と解決策 パート）@ 荻田町立北公民館**

社会保険労務士法人いつもここからさんの主催するセミナーに登壇いたしました。今回は、実体験に基づき、労働時間管理ができていなかった場合、こんなトラブルが起きる場合があるよ、ということイメージしてもらうために、長時間労働で残業代請求や解雇紛争になった事案、証拠保全に入った事案、長時間労働が原因で精神疾患になり労災だと主張された事案、就業規則の届出がされておらず困った事案などについてお話をしました。



**2023年11月25日**

### **吉富町終活セミナー「自分らしく生きるために」@吉富町住民福祉センターひだまり**

**2023年11月18日**

### **終活カウンセラー協会2級検定（相続、保険、介護）@アクロス福岡601会議室**

**2023年11月11日**

### **今！聞いておきたい 笑顔相続・遺言セミナー @イオンモール三光 2Fホール**

自分らしく生きるために  
弁護士による  
**終活セミナー**  
開催

11月25日(土) 10:00~  
会場：住民福祉センターひだまり  
参加費：無料(定員50名 ※予約制)

相続に興味があっても、何から始めたら良いかわからないという方や、相続や遺言など、もっと知識を蓄えたいという方は、弁護士によるセミナーで学んでみませんか？ 習得した「エンディングガイド」を習得して相続の悩み方を解決、お悩みを、個別相談を受け付けてもらうこともできます。ぜひこの機会にご参加ください！

職務とは  
人生の終焉を考えることを通じて、自分を預けつづけるより自分らしく生きる為の機会となります。

■申込み・問合せ  
社会福祉協議会 西23-5400



今！聞いておきたい  
**笑顔相続・遺言セミナー** 次層無料

★ 相続 遺言サンプルも  
★ 贈与 特別にプレゼント

開催日 11月11日(土)  
10:00~14:00

会場 三光イオンモール2Fホール  
〒815-0801 福岡県糟屋郡三光町三光1-1-1

TEL 0979-53-9106

申込・お問い合わせはこちら！  
0979-53-9106

講師 西村 幸太郎  
福岡総合法律事務所  
〒815-0801 福岡県糟屋郡三光町三光1-1-1

✓ 相続・遺言の専門家  
✓ 相続・遺言の専門家  
✓ 相続・遺言の専門家  
✓ エンディングガイドの活用

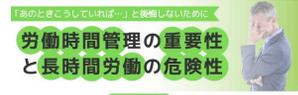
福岡総合法律事務所 TEL 0979-53-9106  
福岡県糟屋郡三光町三光1-1-1

セミナー情報一覧↓



# 労働時間管理の重要性と長時間労働の危険性 ～セミナーダイジェスト～

先般行いましたセミナーの内容は、企業で労務に当たる方にはお役に立てるものと思いますので、ナレッジ（知識）として押さえておくべき部分をいくつかご紹介しておきたいと思ひます。セミナー参加の方は、復習用にお使ひください。



## 1 長時間労働を訴える労働者がとり得る行動

弁護士に相談

- 弁護士が介入  
労働時間に関する資料などを取得するため  
**資料開示請求**  
or 必要に応じ、証拠保全の申立  
(資料を隠されたり改ざんされたりする恐れがある場合に、裁判所の力を借りて現地に乗り込み、証拠を確保)
- 労働時間の計算、未払い賃金請求
- 示談交渉
- 和解が難しければ、**労働審判**、訴訟などの法的手続。

資料代  
1,000円  
11,290円  
13:30~15:45  
場所：荒井町立  
北公民館

※費用は、セミナー参加費に含まれており、別途お支払いの必要はありません。

※セミナー参加費は、セミナー参加費としてお支払いください。

講師：田村 幸太郎  
代表取締役  
労働時間管理の重要性と  
長時間労働の危険性  
「労働時間管理の重要性と  
長時間労働の危険性」  
セミナー講師



## 2 証拠保全手続

従来は、医療過誤裁判などで、カルテの改ざんなどをされる前に証拠を確保しようとして利用されていた手続。最近は労働時間に関する資料を取得するために用いられることも多い。

この手続がなされると、突然、裁判官や弁護士、必要に応じエンジニアなどが、現場にやってきて、**タイムカード**等の労働時間に関する情報をコピーしたり**パソコンのログ**をとったりして帰っていく。現場が半日~1日は止まってしまう、おそろしい手続である。

## 3 長時間労働が横行する職場の特徴

長時間労働が現実に横行している職場は、職場環境が悪いので、人間関係等も含め、職場関係の悪化に由来する他の問題も表に出てくることが多い。不当解雇やパワハラなどが典型例である。職場環境の悪さが、精神疾患などの労災につながることも。

## 4 長時間労働と労災の関係

長時間労働が横行する職場では、長時間労働によって精神疾患になり、場合によってはそれが原因で自殺したなど重大事案に発展することもある。精神疾患も労災となることがあり得る。

長時間労働だと訴えられて労働基準監督署が労災の調査に入る場合、現在の運用では、**職場全体の労働時間に関する調査**も入ってくる。調査対応には膨大な手間暇がとられる。たくさんの資料を提供しないとイケないし、聞き取り調査も複数あることが多い。

多くの中小零細企業では、労働法を100%遵守することが難しいのもまた現実のため、労基署からたたかれると埃が出てしまうことも…。

「**是正勧告**」を受けたら、これに従って改善をしないとイケない。

たとえば精神疾患で労災が認められた場合、「会社のせいで精神疾患になった」として、会社に対する損害賠償請求をすることも。「労災民訴」などとも言われる。**労災では休業補償は本来の6割しかされないし、慰謝料も支給されない**ため、これらを請求されることがあり得る。

## 5 休職と就業規則

関連して、「休職」の問題に触れておきたい。

弁護士が就業規則のチェックを受けた場合、特に注意深く見るのは「**休職**」と「**懲戒処分**」に関する規定。なぜなら、「**休職**」は法律に出てこないもので、就業規則に定めてないと、運用できないから。「**懲戒処分**」は、いわば刑事罰みたいなもので、きちんと就業規則に書いてアナウンスしていないとできませんよという理解が一般的なため。

休職は、本来は、病気などで労務の提供ができなくなったら、債務が履行できないため、労働契約を解約するということになりかねないところ（会社側から見れば解雇）、せっかく採用した人財を活かし、また労働者の生活保障などのためにも、**解雇を猶予して様子を見る**という意味合いで運用する制度。

制度趣旨からすれば、会社がイニシアチブをとって、休職制度を運用していかないといけないが、就業規則に規定がないと、これも難しくなってしまう。

## 6 まとめ

**就業規則は、企業の在り方、仕組をデザインするもの。**

就業規則の作成に取り組む中で、改めて労働時間管理の在り方などについても考えたいところ。また、休職制度や懲戒処分についても見直してみたい。

## 精神障害の労災認定の基準が改正されています！

労災つながりでもう1つご紹介です。

労災のなかでも、精神障害・自殺事案は認定の難しい種類の事件。

平成23年に策定された基準をもとに判断していましたが、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、令和3年12月から専門検討会が立ちあげられ、認定基準全般の検討を行い、改正がなされました。

改正をざっくりひとこととていうと、「以前より労災が認められやすくなった」ということになります。たとえば、以前は、悪化前のおおむね6か月以内に、相当の長時間労働など「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）が認められなければ労災と認めていませんでしたが、**改正後は、特別な出来事がなくても、労災と認められ得ることがあると明記されています。**

事業主・労働者の皆さま

### 精神障害の労災認定基準を改正しました

改正に関する3つのポイントを紹介します

2023年9月に、精神障害の労災認定基準を改正しました。このリーフレットでは、改正に関する3つのポイントを紹介します。ご不明な点は、最寄りの区までご相談ください。

- 1. 業務による心理的負荷(ストレス)評価を導入しました**
  - 身体的出来事追加し、強制的な高い身体的出来事の統合を行いました。

追加	接客や販売、施設利用者から苦しい連絡を受けた場合、顧客の悪気や事故の危険性が高い業務に発生した
統合	転倒・配置転換等があった など

  - 心理的負荷の強度が「弱」「中」「強」となる具体例を拡充しました。
  - 「パフォーマンス」の観点すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃を含むことは変更しました。
  - 一部の身体的負荷の強さが具体例が示されていない具体的な出来事について、他の強さの具体例を明記しました。
- 2. 業務上で発生している精神障害の悪化について労災認定できる期間を見直しました**

変更前	悪化前のおおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務悪化との間の因果関係を認められなかった
変更後	悪化前のおおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」とにより悪化したと医学的に判断される場合には、業務悪化との間の因果関係を認められる

※「特別な出来事」：業務上の業務内容、業務外の業務内容、業務外の出来事、業務外に発生した出来事
- 3. 速やかに労災認定ができるよう必要な医学専門職の取組方法を追加しました**
  - 主治医の他に専門医による医学的診断の取得を必須とする期間等を見直したことで、労災認定までの期間を短縮できる事案が増加します。

精神障害の認定のための要件はこれにて変更ありません

【認定要件】  
①認定基準の対象となる精神障害を発生していること  
②認定基準の対象となる精神障害の発症日または発症の月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること  
③業務以外の心理的負荷や身体的原因により発生したとは認められないこと

厚生労働省 労働時間管理・労働基準監督署

カスハラが検討すべき出来事の類型に追加されたところも注目です。カスハラは、企業からすれば、取引先等の第三者の行為が原因であり、企業自身に不法行為等の責任が一次的に生じるものではありません。それなのに、労災とされてしまうことがある、というのですから、より労災が認められやすくなっているということもご理解いただけたらと思います。

**企業においては、法令上義務付けられている措置をとることは当然として、メンタルヘルスについてのケアやその予防等の措置を講じることが、これまで以上に強く求められることになります。**

## 法改正情報 ～2024年問題～

ドライバーの時間外労働時間が、**令和5年4月1日から、年間960時間に制限されます。一人当たりの走行距離が短くなり、長距離でモノが運べなくなると懸念されています。**

物流・運送業界の「2024年問題」とは、働き方改革法案によりドライバーの労働時間に上限が課されることで生じる問題の総称です。

大事な問題ですので、今後もニュースレターの中で触れていきたいと思っています。

1年間、お世話になりました！来年もよろしくお願ひいたします。  
ちょっと早いですが、年末のご挨拶です。  
今年のニュースレターは、今回でメになります！

今年もよく働きました！！

スタッフも増員し、組織的にサービス構築を図っていきましたし、たくさんの情報発信活動（セミナー等）も行いました。顧問先も、令和5年12月1日現在で23社になっており、たくさんの企業様に支えられて、地域のお役に立てる実感を得られています。本当にありがとうございます。

しかし、最後まで、しっかりとみなさんにリーガルサービスを提供し、最高峰の地域密着型法律事務所に恥じない活動をしていきたいと思ひます。最後まで、よろしくお願ひいたします。

「力の限り生きたから未練などないわ。」

－鳥羽博道（ドトールコーヒーの創業者。毎年12月31日に全ての仕事を終えて帰宅する時に車の中で歌う一節）－

みなさま、よい年をお迎えくださいませ。



豊前RC幹事として地域への奉仕活動にも力を入れています。先般、弊所の歩みをまとめて、所史をご紹介させていただきました。私の終活の一環でもあります。みなさまに支えられながら歩んできたこの8年間を噛み締めました。弊所を支えてくれたみなさまへの恩返しをしたい。来年も、弊所は、地域のために、尽くしていきます。

豊前総合法律事務所 企業法務サイト

発行元：豊前総合法律事務所  
〒828-0028  
福岡県豊前市青豊19-14スペースI  
TEL：0979-53-9106  
FAX：0979-53-9107

